平成31年

第2回臨時教育委員会

我孫子市教育委員会

平成31年第2回臨時教育委員会日程

日 時 平成31年4月22日(月) 午後2時00分から

場所教育委員会大会議室

日程第1会議録署名委員の指名長谷川 浩子

日程第2 議 案

議案第1号 我孫子市教育委員会事務局職員の懲戒処分について

(総務課)

目 次

議案第1号 我孫子市教育委員会事務局職員の懲戒処分について

• • • 1

議案第1号

我孫子市教育委員会事務局職員の懲戒処分について

地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、生涯学習部付け主査長田中喜 之を懲戒免職とする。

平成31年4月22日提出

我孫子市教育委員会教育長 倉 部 俊 治

提案理由

被処分者は、平成22年度から平成29年度までの間、市民文化祭舞台演出に係る委託費として市民文化祭実行委員会の通帳から引き出した現金のうち計4,348,080円を請負業者に支払わず横領し、自身の生活費や遊興費の一部に充てた上、その穴埋めを意図して、請負業者に偽った請求書の件名を指定し作成させ、その請求に基づき作成した支出決議票により、計4,348,080円を本来支出すべきでない市の予算から支出した。なお、横領した4,348,080円については、平成31年4月17日付けで全額返済されている。

また、平成30年度の市民文化祭舞台演出に係る委託費として市民文化祭実行委員会の通帳から引き出した現金のうち、請負業者に直ちに支払うべき524,880円を紛失(後日発見され返還)した上、紛失の発覚を防ぐため、直属の上司である課長補佐の印鑑を許可なく使用し作成した支出決議票により、平成31年1月31日に2件、2月7日に1件の計3回に分けて計524,880円を本来支出すべきでない市の予算から支出した。

以上の行為は、地方公務員法第32条に規定する法令等遵守義務及び同 法第33条に規定する信用失墜行為の禁止に違反するものである。

よって、同法第29条第1項の規定に基づき、懲戒免職処分とする。